平成２７年（フ）第１１９４号
福岡市西区石丸１丁目28番６号、前住所福岡市早良区南庄６丁目５番７号
債務者　橋口　優佳
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１９５号
福岡市中央区荒戸３丁目２番５―1002号
債務者　田中美穂子
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２８９号
鹿児島県鹿児島市永吉３丁目４番６―309号
債務者　益岡　真一
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２８４９号
大阪市浪速区日本橋５丁目２番18―1202号
債務者　川畑真由美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９９９号
大阪府東大阪市森河内西１丁目32番17号
債務者　土肥登茂子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０２０号
大阪府東大阪市横沼町２丁目６番３号中川マンション306号、前住所大阪府東大阪市衣摺３丁目13番15号　ハイツみのうら　205号
債務者　田上　知子（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１３１号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ８―304号
債務者　坂井　修
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３３９号
大阪市淀川区三津屋北１丁目４番15号ＢＳビル303号
債務者　冨村　舞（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４８号
大阪市東成区中本２丁目９番19号　緑橋フミヤマンション　401号、前住所大阪市東成区玉津１丁目１番12号　スプリングボード玉造04号
債務者　松原久美子こと　方　　錦玉
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３４９号
大阪市生野区生野東１丁目13番34号
債務者　松原諒こと　蔡　　諒
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３６５号
大阪市東住吉区杭全２丁目８番５号
債務者　松本　律子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３８３号
大阪市中央区久太郎町１丁目４番１―605号、前住所兵庫県尼崎市西本町北通４丁目118番地の３
債務者　藤並　繭香
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４８９号
大阪府豊中市庄本町２丁目６番14号
債務者　佐藤　千晶
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８２号
東京都稲城市矢野口2861番地の４
債務者　宮原真理子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６４３号
東京都東村山市萩山町５丁目４番地８―505
債務者　星　　勝江
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部